

高松市監査委員告示第4号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年3月1日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	十	川	信	孝
同	春	田	敬	司

監査結果に基づく措置通知

（定期監査・行政監査）

（令和5年3月1日）



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松



087-839-2652



kansa@city.takamatsu.lg.jp

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	H27	H28.3.31	第10号	意見【重点】	図書館サービス及び運営状況の点検並びに公表について	P 6	教育局	中央図書館	R5.1.18
2	H29	H29.11.30	第30号	指摘	発注簿に係る事務処理について	P 21	創造都市推進局	市場管理課	R5.2.2
3	R元	R2.2.28	第4号	指摘【重点】	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P 24	都市整備局	河港課	R5.1.31
4				指摘【重点】	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの				
5				意見【重点】	内場ダム上公園及び下公園の管理について	P 30		公園緑地課	R5.1.30
6	R2	R3.2.26	第3号	意見	みんなの病院電話交換業務について	P 27	病院局	みんなの病院事務局総務課	R5.1.27

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成27年度高松市監査実施計画」及び「平成31年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成27年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成27年度の重点取組事項

（2）市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立ち、次の観点から行政監査を行い、必要に応じて、改善・是正を促す。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

《参考》平成３１年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

２ 平成３１年度の重点取組事項

（２）財産の管理について

地方財政法第８条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

平成３０年度において、土地・建物等の公有財産を中心に、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施し、監査対象局に対しては、監査委員の指摘や意見を付してきたが、２年で全局を一巡する監査であることから、平成３１年度においても、引き続き同様の監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成27年度／教育局		
告示番号	高松市監査委員告示第10号	告 示 日	平成28年3月31日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	図書館サービス及び運営状況の点検並びに公表について		
意 見 の 内 容	図書館サービスその他図書館の運営状況に関して、図書館協議会等による評価の結果は、講じた措置とともに、市民に対し、積極的に公表されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P6		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/331v.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年1月18日
所管課等	教育局 中央図書館
措 置 結 果	本件意見については、図書館法第7条の3の規定に基づき、図書館の運営の改善と図書館サービスの向上を図るため、各年度の運営に関する指標及び目標を設定し、運営状況について評価を行う「高松市図書館評価」を令和元年度から実施してしている。 元年度は試行実施で、2年度からは、利用者アンケートのほか、図書館の自己評価に加え、高松市図書館協議会からも意見聴取を行う外部評価も実施しており、評価結果については、外部評価も含めて毎年度、本市ホームページにおいて公表している。 4年度の図書館評価については、「市民に役立ち 地域に貢献する 図書館」を基本方針とし、図書館評価取組項目として4つの基本目標に9つの重点施策、30の評価指標を定め事業を実施しており、今後においても、図書館サービス及び運営状況の点検並びに公表を適正に実施することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／創造都市推進局		
告示番号	高松市監査委員告示第30号	告 示 日	平成29年11月30日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	発注簿に係る事務処理について		
指 摘 の 内 容	発注簿等財務処理要領等の遵守について再度周知徹底するとともに、発注簿に係る事務処理について、課内のチェック体制を改めるなどの対策を講じ、適切な事務処理をされた。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P21		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/1130z.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年2月2日
所管課等	創造都市推進局 市場管理課
措 置 結 果	本件指摘事項については、発注簿等財務処理要領の規定に基づく適正な事務処理を行うよう、職員に再度周知徹底を図るとともに、発注簿の関係資料について、管理職員を中心とした複数人で、記載内容等の点検を行うよう、課内のチェック体制を改めることとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	指 摘【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可に当たり、許可期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P24		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年1月31日
所管課等	都市整備局 河港課
措 置 結 果	本件指摘事項については、許可期間が1か月以上のものについて、行政財産使用許可台帳を作成し、適正な事務処理手続について、課内において朝礼等で定期的に周知するとともに、決裁後には、管理職員が登録状況を確認することにより、二重のチェック体制を構築することとした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	指 摘 【重 点】		
指 摘 の 項 目	行政財産の使用許可で、使用料を免除するに当たり、申請者から使用料減免申請書を徴していないもの又は徴していない明確な理由が示されていないもの		
指 摘 の 内 容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P24		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年1月31日
所管課等	都市整備局 河港課
措置結果	本件指摘事項については、使用料を免除する際には、申請者から使用料減免申請書を徴することにより、内容を精査し、減免の可否を決定することとした。 また、使用料を免除する場合には、根拠条文及び具体的理由を決裁伺い文に明記することとし、管理職員による確認を徹底するほか、課内職員に対し注意喚起を行うこととした。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和元年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	令和2年2月28日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	内場ダム上公園及び下公園の管理について		
意 見 の 内 容	公園の管理については、仕様書において、特に除草業務を含めるなど契約内容を見直すとともに、定期的に現場確認を行うなど、安全に利用できるよう配慮し、適正な公園管理に努められたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P30		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/teiki20200228.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年1月30日
所管課等	都市整備局 公園緑地課
措 置 結 果	本件意見について、内場ダム上公園については、便所の外灯を令和2年2月に修繕するなど、適正な管理に努めている。 また、内場ダム下公園については、清掃業務委託に除草業務を含めることは業務上の制約から困難であると判断したため、2年度以降、職員が公園の状況を確認するとともに、定期的に業者へ除草業務を委託し、適正な維持管理を行っている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和2年度／病院局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告 示 日	令和3年2月26日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	みんなの病院電話交換業務について		
意 見 の 内 容	電話交換業務については、市民に対する音声メッセージでの案内や、本庁等からの電話には職員専用番号を用いるなど、サービス向上のための設備面の運用の見直しについて、検討されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P27		
公 表 文 へ の リ ン ク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/teiki.files/20210226teikikansakekka.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和5年1月27日
所管課等	病院局 みんなの病院事務局総務課
措 置 結 果	本件意見については、令和5年1月から、既存の電話交換システムに、音声応答転送機能を追加することにより、設備面での改善を実施した。 これは、外線電話で一定期間呼び出しを行った後、電話交換の応答ができない場合には、自動アナウンスの音声や音楽を流すもので、呼び出し音のまま繋がらない状況無くすることにより、電話対応に係る患者サービス向上を図ることとした。